

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】令和2年6月25日(2020.6.25)

【公開番号】特開2017-208334(P2017-208334A)

【公開日】平成29年11月24日(2017.11.24)

【年通号数】公開・登録公報2017-045

【出願番号】特願2017-94407(P2017-94407)

【国際特許分類】

H 05 B	33/12	(2006.01)
H 01 L	51/50	(2006.01)
H 01 L	27/32	(2006.01)
G 02 B	5/20	(2006.01)
G 09 F	9/30	(2006.01)
H 05 B	33/24	(2006.01)

【F I】

H 05 B	33/12	E
H 05 B	33/14	A
H 05 B	33/12	C
H 01 L	27/32	
G 02 B	5/20	1 0 1
G 09 F	9/30	3 6 5
G 09 F	9/30	3 3 0
G 09 F	9/30	3 4 9 B
H 05 B	33/24	

【手続補正書】

【提出日】令和2年5月1日(2020.5.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

反射電極と、半透過・半反射電極と、の間にEL層を有する発光素子であって、

前記EL層は、白色発光を呈し、

前記反射電極と前記EL層との間に透明導電層を有し、

前記透明導電層と前記半透過・半反射電極との光学距離を、前記EL層から得られる赤色発光を相対的に強めるべく形成し、

前記発光素子の前記半透過・半反射電極側には、600nmの光の透過率が40%以下であり、かつ630nmの光の透過率が40%以上であるカラーフィルタを有し、

前記発光素子からは、半値幅が5nm以上120nm以下であり、かつ発光スペクトルのピーク値が620nm以上680nm以下の発光が得られる発光素子。

【請求項2】

反射電極と、半透過・半反射電極と、の間にEL層を有する発光素子であって、

前記EL層は、白色発光を呈し、

前記反射電極と前記EL層との間に透明導電層を有し、

前記EL層は、発光スペクトルのピーク値が600nm以上700nm以下の発光物質を有し、

前記透明導電層と前記半透過・半反射電極との光学距離を、前記EL層から得られる赤色発光を相対的に強めるべく形成し、

前記発光素子の前記半透過・半反射電極側には、カラーフィルタを有し、

前記カラーフィルタは、600nmの光の透過率が40%以下で、かつ630nmの光の透過率が40%以上であり、

前記発光素子からは、半値幅が5nm以上120nm以下であり、かつ発光スペクトルのピーク値が620nm以上680nm以下の発光が得られる発光素子。

#### 【請求項3】

反射電極と、半透過・半反射電極と、の間にEL層を有する発光素子であって、

前記EL層は、白色発光を呈し、

前記反射電極と前記EL層との間に透明導電層を有し、

前記EL層は、第1の発光層、電荷発生層、および第2の発光層を有し、

前記透明導電層と前記半透過・半反射電極との光学距離を、前記EL層から得られる赤色発光を相対的に強めるべく1波長以上で形成し、

前記発光素子の前記半透過・半反射電極側には、600nmの光の透過率が40%以下であり、かつ630nmの光の透過率が40%以上であるカラーフィルタを有し、

前記発光素子からは、半値幅が5nm以上120nm以下であり、かつ発光スペクトルのピーク値が620nm以上680nm以下の発光が得られる発光素子。

#### 【請求項4】

反射電極と、半透過・半反射電極と、の間にEL層を有する発光素子であって、

前記EL層は、白色発光を呈し、

前記反射電極と前記EL層との間に透明導電層を有し、

前記EL層は、第1の発光層、電荷発生層、および第2の発光層を有し、

前記第1の発光層または前記第2の発光層は、発光スペクトルのピーク値が600nm以上700nm以下の発光物質を有し、

前記透明導電層と前記半透過・半反射電極との光学距離を、前記EL層から得られる赤色発光を相対的に強めるべく1波長以上で形成し、

前記発光素子の前記半透過・半反射電極側には、カラーフィルタを有し、

前記カラーフィルタは、600nmの光の透過率が40%以下で、かつ630nmの光の透過率が40%以上であり、

前記発光素子からは、半値幅が5nm以上120nm以下であり、かつ発光スペクトルのピーク値が620nm以上680nm以下の発光が得られる発光素子。

#### 【請求項5】

請求項2または請求項4において、

前記発光物質は、燐光性有機金属錯体である発光素子。

#### 【請求項6】

請求項1乃至請求項5のいずれか一に記載の発光素子と、FPCと、を有する発光装置。

#### 【請求項7】

請求項6に記載の発光装置と、操作キー、スピーカ、マイク、または、外部接続部と、を有する電子機器。

#### 【請求項8】

請求項6に記載の発光装置と、筐体と、を有する照明装置。